

水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション
社会実験業務委託

プロポーザル実施要領

令和8年4月

鹿児島県土木部河川課

1 趣旨

この要領は、水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション社会実験業務（以下、「本業務」という。）において、公募型プロポーザル方式により、業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション社会実験業務委託

(2) 業務目的

河川空間における民間事業者等による賑わい創出の取組を支援するため、鹿児島市を流れる甲突川をモデルに、今後策定することとしている水辺のエリアマネジメント活動計画（国土交通省、2026年2月13日、「持続的なエリアマネジメントに必要な財源・人材ワーキンググループ」とりまとめ公表資料参照）（以下、「水辺エリアマネ計画」という。）の作成に必要な情報整備を行う。

(3) 業務内容

別添「水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション社会実験業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

なお、別途発注予定の水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション河川管理評価等検討業務委託と連携すること。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

(5) 契約上限金額

15,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

3 参加資格要件

次に掲げる項目のうち、(1)から(7)を全て満たす者とする。

ただし、複数の者が共同して参加する場合は、全ての構成員が次の(1)から(7)を満たし、かつ(8)を確認できることを要件とする。

(1) 法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者

(4) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者

(5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文

第197号) 第3条に定める暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者

- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (7) 政治団体、宗教団体、その他知事が適当でないと判断する者でない者。
- (8) 複数の者が共同して企画提案する場合は、いずれか一者を代表者と定め、他の構成員からの委任状等の書面により、企画提案から契約、代金の請求・受領等、本業務に係る一切の権限を委任されていることが確認できること。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 業務見積内訳書の金額が契約上限金額を超えた場合
- (5) 会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平を害する行為があった場合
- (7) その他企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年4月21日(火) |
| (2) 事前説明会の申込期限 | 令和8年4月27日(月) |
| (3) 事前説明会の開催 | 令和8年4月30日(木) |
| (4) 質問受付期限 | 令和8年5月7日(木) |
| (5) 質問回答 | 令和8年5月11日(月) |
| (6) 参加申込書提出期限 | 令和8年5月13日(水) |
| (7) 参加資格確認結果通知 | 令和8年5月22日(金) |
| (8) 企画提案書提出期限 | 令和8年5月26日(火) |
| (9) 審査(プレゼンテーション) | 令和8年5月29日(金) |
| (10) 審査結果通知 | 令和8年6月上旬(予定) |
| (11) 契約締結 | 令和8年6月下旬(予定) |
- ※ 書類等の提出は、持参・電子メールの場合は各日午後5時必着、郵送の場合は消印有効とする。

6 事前説明会(参加は任意とする。)

- (1) 申込期間：令和8年4月21日(火)から27日(月)17まで
- (2) 申込方法：電子メールで申込書(様式1)を提出
- (3) 申込先：鹿児島県土木部河川課 治水係
電話：099-286-3596(直通)

E-mail : chisui@pref.kagoshima.lg.jp

※申込後は、上記申込先に電話で受信確認を行うこと。

- (4) 開催日時：令和8年4月30日（木）10時00分～11時30分
- (5) 開催方式：WEB会議方式（アドレスは申込者へ個別に通知する。）

7 プロポーザルの手続等

(1) 質問受付及び回答

ア 受付期限：令和8年5月7日（木）17時まで

イ 質問方法：電子メールで質問票（様式2）を提出

ウ 提出先：鹿児島県土木部河川課 治水係

電話：099-286-3596（直通）

E-mail : chisui@pref.kagoshima.lg.jp

※提出後は、上記提出先に電話で受信確認を行うこと。

エ 回答：令和8年5月11日（月）までに鹿児島県ホームページにおいて公表する。

(2) 参加申込書の提出

ア 提出期限：令和8年5月13日（水）17時まで

イ 提出書類：別表1のとおり（様式3～6）

ウ 提出方法：郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参による。併せて、電子メールでも提出すること。

エ 提出先：鹿児島県土木部河川課 治水係

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

電話：099-286-3596（直通）

E-mail : chisui@pref.kagoshima.lg.jp

※電子メール送信後は、上記提出先に電話で受信確認を行うこと。

オ その他：

(ア) 参加申込書を提出した者全員に対して、令和8年5月22日（金）までに、参加資格の確認結果を電子メール及び書面で通知する。

(イ) 参加資格に適合した者に限り、企画提案書等を提出することができる。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限：令和8年5月26日（火）17時まで

イ 提出書類：別表1のとおり（様式7～12、見積書及び見積内訳書）

ウ 企画提案内容（様式9）について：

仕様書（案）に基づき、水辺エリマネ計画の作成に必要な情報整備のため、令和7年度の社会実験の実施成果も踏まえ、水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション河川管理評価等検討業務委託と連携した効果的な「社会実験の検討・実施」手法について、企画提案を求める。

なお、提案に当たっては、具体的かつ実現性の高いものとなるよう留意すること。

エ 提出方法：郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参による。併せて、電子メールでも提出すること。

オ 提出先：鹿児島県土木部河川課 治水係
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
電話：099-286-3596（直通）
E-mail：chisui@pref.kagoshima.lg.jp
※電子メール送信後は、上記提出先に電話で受信確認を行うこと。

カ 企画提案書の作成に当たっての留意事項：

- (ア) 用紙規格はA4版とすること。
- (イ) 様式8～様式12は、合わせて15分程度で説明できる内容とすること。
- (ウ) 見積書は、本業務の仕様書及び企画提案書に記載した内容を踏まえ、業務を実施するために必要な全ての経費を算出し作成すること。（積算内訳も明示すること。）

キ その他：

- (ア) 参加資格に適合した者であっても、上記提出期限までに企画提案書の提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。
- (イ) 提出した企画提案書の差替え、再提出は認めない。
なお、鹿児島県が必要と認めるときは、追加の資料提出を求めることがある。

(4) 審査（プレゼンテーション）の実施

ア 審査日：令和8年5月29日（金）

イ 実施方式：WEB会議方式

企画提案書等を提出した者は、様式8～様式12に記載の内容について、15分程度でプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を行う。

ウ 審査順序：原則として企画提案書の受付順とする。

エ 審査方法：

- (ア) 企画提案の審査は、委託先候補の選定を行うために設置する審査会において行うものとし、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、審査基準（別表2）により、総合的に評価して得られた合計点が最も高い業者を最優秀提案者とする。
- (イ) 審査基準の下限の点数を1者も満たさない場合には、最優秀提案者なしとする。なお、企画提案者が1者の場合も審査を行うものとする。

オ 審査結果通知：令和8年6月上旬（予定）

カ その他：

- (ア) 審査（プレゼンテーション）の開始時間やWEB会議アドレス、

また、その他具体の実施方法等については、別途通知する。

(イ) 審査結果の内容に対する異議申立ては受け付けない。

8 契約の締結

- (1) 7(4)により最優秀提案者となった者を委託先候補とし、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について、鹿児島県と協議・合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 前号の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 本業務の委託に係る契約書は、鹿児島県の契約書式により作成するものとする。契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (4) 前金払は委託契約金額の30%以内の範囲で行うことができるものとする。(契約相手方から前金払の請求があった場合に限る。)

9 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書等の著作権は、鹿児島県に帰属するものとする。
- (4) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）第7条に定める不開示情報に相当するものを除き、公開の対象とする。
- (5) 天災地変その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を発注できない場合がある。
- (6) 契約に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。

10 担当部署（問合せ先）

鹿児島県土木部河川課 治水係

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

電話：099-286-3596（直通） FAX：099-286-5625

E-mail：chisui@pref.kagoshima.lg.jp

水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション 社会実験業務委託 仕様書（案）

1 業務概要

(1) 業務名

水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション社会実験業務委託

(2) 業務の目的

河川空間における民間事業者等による賑わい創出の取組を支援するため、鹿児島市を流れる甲突川をモデルに、今後策定することとしている水辺のエリアマネジメント活動計画（国土交通省、2026年2月13日、「持続的なエリアマネジメントに必要な財源・人材ワーキンググループ」とりまとめ公表資料参照）（以下、「水辺エリマネ計画」という。）の作成に必要な情報整備を行う。

(3) 履行期限

令和9年3月19日（金）

2 業務内容

(1) 計画準備

本業務を確実かつ効率的に遂行できるよう、業務の全体計画を作成する。なお、業務計画書については、別途発注予定の「水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション河川管理評価等検討業務委託」と調整の上、作成するものとする。

(2) 社会実験の検討・実施

ア 年間計画（案）の作成

- 令和7年度発注業務水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション業務委託において実施した社会実験の感度分析結果、他の先進事例等の成果を踏まえた計画とする。
- 年間をとおして、甲突川における賑わい創出や良好な水辺空間の維持等により、地域の魅力向上等を図る水辺のエリアマネジメント活動（以下、「水辺エリマネ活動」という。）について、活動主体となるエリアマネジメント団体の立場を想定した年間計画（案）（令和8年8月から令和9年5月を想定）を作成する。
- 年間計画（案）には、少なくとも、水辺エリマネ活動の具体内容・

スケジュール、資金計画（収支計画）、定量的・定性的な目標、またデータを継続的に取得しやすい評価指標を定める。

- ・ 年間計画（案）の検討に当たっては、甲突川における社会実験の実施状況や、他の先進地事例等を踏まえ、水辺エリマネ活動の実効性や持続性、採算性等を勘案する。
- ・ 本業務において、河川空間に以下を仮設することとし、それを前提とした年間計画（案）とする。

◇ 飲食の提供やイベントを行える「川床」

6畳程度のスポット的なものや、河川縦断方向に50m程度のロングタイプ等を検討。なお、「川床」と同等の機能を有し、類似するものも可とする。

◇ リバークルーズの新たな「係留施設」

河川内の複数箇所に、小規模な打込アンカーなどの設置を検討。動線に新たに河川を加える。（例えば、マリポートかごしまからのクルーズ客の観光動線としての利用可能性を検討。）

- ・ 水辺エリマネ活動のうち、主に賑わい創出の取組については、地域住民や観光客等へ、普段から甲突川を意識付けできるように、単発イベント的な社会実験だけでなく、恒常的な利用も含めた検討を行う。また、沿川における地域活性化の取組との連携も検討するとともに、甲突川だからこそ体験できる四季折々の非日常感を生み出せるよう検討する。
- ・ 水辺エリマネ活動については、出水期・非出水期における治水上の安全管理に熟慮しながら計画する。
- ・ 水辺エリマネ活動の各個別事項（例：各賑わい創出の取組、維持管理等）は、具体的かつ時機を捉えたスケジュールで整理する。
- ・ 年間計画（案）は、水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション河川管理評価等検討業務委託で検討する河川空間のオープン化等を見据えた組織体制（準備会・検討会、3回開催予定）（以下、「組織体制」という。）においても議論し、その結果を反映するものとする。

イ 社会実験の実施

- ・ 2・(2)・アの年間計画（案）に定めた水辺エリマネ活動について、その実効性や持続性、採算性等を検証するための社会実験を行う。
- ・ 社会実験は、年間計画（案）のうち、令和9年3月迄に計画した水辺エリマネ活動に対して行う。
- ・ 各社会実験の実施前にはそれぞれ、日時、場所、手順、体制、関係

機関との調整事項、またその他必要となる事項をまとめた企画書を作成する。なお、企画書については、県庁内の合意形成や対外的な広報・PR、また、別業務で検討する地域の参画を促すワークショップ等（水辺利用相談会・ワークショップ・地域報告会、3回開催）（以下「ワークショップ等」という。）や組織体制で議論することとし、社会実験実施の1か月半以上前までに作成・提出する。

- ・ 社会実験に参画したい個別の民間事業者等については、地域へのヒアリングや各種情報媒体、別業務のワークショップ等を活用しながら募集する。
- ・ 仮設する「川床」等の構造や、水辺一体の安全利用のルールについては、水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション河川管理評価等検討業務委託と調整しながら決定する。
- ・ 各社会実験の効果検証や、年間計画（案）で定めた定量的・定性的な目標、評価指標といった水辺エリマネ活動全体に対する分析については、水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション河川管理評価等検討業務委託と調整しながら実施する。
- ・ 社会実験において、民間事業者から出店料等を徴収する場合は、その収入は、水辺エリマネ活動に係る河川の維持管理等に充当する。

ウ 広報・PR

- ・ 社会実験等の取組の認知度向上が図られるよう、あらゆる媒体を活用して、広報・PRを行う。

(3) 報告書作成

本業務の各項目で行った検討内容や成果等をもとに、業務の方法、過程、結論・結果等について取りまとめを行い、報告書を作成する。また、この報告書の概要を説明するための報告書概要版を作成する。

3 別業務との調整

受託者は、「2 業務内容」に記載した事項や、その他必要な事項に対し、水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション河川管理評価等検討業務委託と連携して、本業務を実施する。

4 成果品

受託者は、次の各号を履行期限までに提出しなければならない。

なお、これらの権利は、委託者に帰属する。

- (1) 報告書（A4判縦型 横書き 左綴じ 簡易製本）・・・・・・ 1部

- (2) 報告書概要版 (A 4判縦型 横書き 左綴じ 簡易製本) . . . 1部
- (3) 上記電子媒体 (CD等) 1式

水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション業務委託 社会実験検討位置図



※上記範囲以外の社会実験を提案することを妨げない。

別表 1 提出書類

要領	提出書類		留意点	提出部数	
6	事前説明会 申込書	様式 1	事前説明会への参加を申し込む場合は、提出すること。	1 部	
7(1)	質問票	様式 2	質問事項がある場合は、簡潔に記載の上、提出すること。	1 部	
7(2)	参加申込書	様式 3	代表者名を記入し、提出すること。	1 部	
	参加資格確認 申請書	様式 4	代表者名を記入し、提出すること。 複数の者が共同して企画提案する場合は、全ての構成員について提出すること。	1 部	
	事業者概要書	様式 5	主要業務等について、簡潔に記載すること。 複数の者が共同して企画提案する場合は、全ての構成員について提出すること。	1 部	
	共同提案 構成員表	様式 6	複数の者が共同して企画提案する場合は、提出すること。 併せて、代表者が、企画提案から契約、代金の請求・受領等、本契約に係る一切の権限を委任されていることが確認できる委任状等を提出すること。	1 部	
7(3)	企画提案書	様式 7	代表者名を記入し、提出すること。	1 部	
	業務実施方針 等調書	様式 8 (参考)	実施方針	業務目的などを理解し、業務への取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること。	10 部
			業務フロー	業務目的の実現に向けた業務の進め方を簡潔に記載すること。	
			工程計画	業務実施についての工程計画と進捗管理の方法を簡潔に記載すること。	
	企画提案内容 調書	様式 9 (参考)	提案内容について、詳細に記載すること。	10 部	
	業務実施体制 調書	様式 10 (参考)	・ 配置予定者の氏名、所属、役職、経験年数、担当する業務、資格等を記載すること。	10 部	
	配置予定者の 経歴調書	様式 11 (参考)	・ 配置予定者の保有資格等の写しを添付すること。 ・ 業務実施体制の特徴を記載すること。	10 部	
	業務実績調書	様式 12 (参考)	・ 平成 28 年 4 月 1 日以降において、国又は地方公共団体から受注した同種又は類似の業務実績を 5 件まで記載すること。 ・ 同種の業務実績とは、「河川空間の賑わい創出に向け、組織体制の検討及び社会実験の実施を行った業務」、類似の業務実績とは、「河川空間の賑わい創出に向け、組織体制の検討と社会実験の実施のいずれか、またはその他の検討を行った業務」を元請として完了した実績のこと。	10 部	
見積書及び見 積内訳書	様式任意	・ 本業務の仕様書及び企画提案内容調書等に記載した内容を踏まえ、必要な経費を算出し、記載すること。(積算内訳も明示すること)。 ・ 契約時には再度、所定の様式による見積書を提出すること。	1 部		

※ 様式 8～12 は参考様式であるが、提出書類については、各様式の記載内容を満たすものとする。

※ 様式 8～12 の提出部数の内訳は、正本 1 部、副本 9 部とする。

※ 様式 8～12 はページ番号を通して付し、A4 縦、左綴じ(2 穴)で出力(両面印刷可)したものを、各部ごとにクリップ等の留め具(ホチキス不可)で綴じて提出する。

別表 2 審査基準

審査項目		審査内容	配点
企画提案内容	実施方針 業務フロー (様式 8)	業務目的の理解度が高く、業務の基本的な考え方や実現性の高い具体的な進め方が的確に提案されているか。	10 点
	工程計画 (様式 8)	業務の工程計画の妥当性が高く、実現可能な工程となっているとともに、具体的に進捗管理に対する提案がされているか。	10 点
	業務内容 (様式 9)	仕様書（案）の内容を踏まえ、業務内容が具体的かつ的確・効果的で、実現性の高い提案がされているか。 既存の情報を組み合わせながら、独自の視点・考えを取り入れ、新しい価値を創出する、創造力の高い提案がされているか。 的確な K P I の設定となっているか。	50 点
業務遂行能力	実施体制 (様式 10, 11)	業務実施体制が具体的に示されており、業務を適切に実施するために必要な知識・経験等を有する職員等の配置体制が確保されているか。 鹿児島県内企業との連携が具体的か。 鹿児島県の要望等に迅速・柔軟に対応できるか。	15 点
	業務実績 (様式 12)	本業務と同種又は類似の実績に有しているか。	15 点
合計			100 点

※ 下限の点数の設定

審査会の 6 人の委員が評価した結果の合計点 360 点を下限の点数とする。(満点 600 点)

(様式1)

令和 年 月 日

(あて先) 鹿児島県土木部河川課治水係
E-mail : chisui@pref.kagoshima.lg.jp

事前説明会申込書

当法人等は、水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション社会実験業務委託プロポーザル実施要領等に関する事前説明会への参加を希望します。

【開催日時】 令和8年4月30日(木) 10時00分～11時30分

【開催方式】 WEB会議方式

法人等名	商号又は名称 所在地 代表者役職名 氏 名
担当者	氏 名 所 属 役 職 名 所 在 地 電 話 番 号 メールアドレス

※1 申込方法等については、実施要領を参照すること。

(様式2)

令和 年 月 日

(あて先) 鹿児島県土木部河川課治水係
E-mail : chisui@pref.kagoshima.lg.jp

質 問 票

水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション社会実験業務委託プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

項 目	(書類名称・ページ・項目など)
内 容	

※ 質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載すること。

[連絡先] 住 所
商号又は名称
担当者所属
氏名
電 話 番 号
メールアドレス

(様式3)

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊟

参加申込書

水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション社会実験業務委託プロポーザルに参加
したいので申し込みます。

(添付書類)

- ・ 参加資格確認申請書 (様式4)
- ・ 事業者概要書 (様式5)
- ・ 共同提案構成員表 (様式6) (←複数の者が共同して企画提案する場合記載)

[連絡先] 担当者所属
氏名
電話番号
メールアドレス

(様式4)

参加資格確認申請書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション社会実験業務委託プロポーザルへの参加資格について、次のとおり事実と相違ないことを誓約します。

	参加資格要件	記入欄
1	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。	適 ・ 否
2	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。	適 ・ 否
3	鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。	適 ・ 否
4	鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。 （次のいずれにも該当しない者） ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団であると認められる者。 イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事業所の代表者をいう。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等であると認められる者。 ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められる者。 エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者。 オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者。 カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。 キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められる者。 ※ 本県の入札参加資格者登録名簿等に記載されていない者については、様式第3号（別紙）「暴力団排除措置に係る誓約書及び役員等名簿」を添付すること。	適 ・ 否
5	消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。 ※ 本県の入札参加資格者登録名簿等に記載されていない者については、直近1年間の都道府県税に係る徴収金に滞納がないことの証明書、納税証明書「その3の3」（消費税及び地方消費税）の写しを添付すること。	適 ・ 否
6	平成28年4月1日以降、国又は地方公共団体から受注した同種又は類似の業務実績を有している者であること。	適 ・ 否

(様式4 (別紙) 暴力団排除措置に係る誓約書及び役員等名簿)

(表)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

(ふりがな)

氏 名

法人又は団体にあつては、主たる事務

所の所在地、名称及び代表者の氏名

(注) 1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。

2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

(様式5)

事業者概要書

商号又は名称 (代表者職氏名)	()
所在地	
設立年月	
資本金	
社員数	
主要業務	

※ 会社概要等が分かるパンフレット等を添付すること。

(様式6)

共同提案構成員表

水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション社会実験業務委託プロポーザルへの参加申込に当たり、次の事業者を共同提案の構成員とします。

所在地 代表者商号又は名称 代表者職氏名	※2
所在地 商号又は名称 代表者職氏名	※2
所在地 商号又は名称 代表者職氏名	※2
所在地 商号又は名称 代表者職氏名	※2
所在地 商号又は名称 代表者職氏名	※2
所在地 商号又は名称 代表者職氏名	※2

- ※1 複数の者が共同で申し込む場合は提出すること。
- ※2 当該企業の役割（担当する業務）を記入すること。
- ※3 記入欄が足りない場合は適宜追加すること。

(様式7)

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊟

水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション社会実験業務委託プロポーザルについて、下記のとおり提出します。

記

<添付書類> (※□欄にチェックを記入すること)

- 業務実施方針等調書 (様式8 (参考))
- 企画提案内容調書 (様式9 (参考))
- 業務実施体制調書 (様式10 (参考))
- 配置予定者の経歴調書 (様式11 (参考))
- 業務実績調書 (様式12 (参考))
- 見積書及び見積内訳書 (様式任意)

[連絡先] 担当者所属
氏名
電話番号
メールアドレス

(様式9 (参考))

企画提案内容調書

商号又は名称

提案内容：○○○○について

※ 仕様書(案)に基づき、本県の目標達成、課題解決に向け、「水辺の魅力を活用した都市空間リノベーション河川管理評価等検討業務委託」と連携した効果的な「社会実験の検討・実施」手法について、企画提案を求める。また、業務の目標・管理指標となるKPIの設定についても提案すること。なお、提案に当たっては、具体的かつ実現性の高いものとなるよう留意すること。

※ 提案内容の作成に当たっては、曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。なお、曖昧な表現は評価しない。

(様式 10 (参考))

業務実施体制調書

商号又は名称 _____

1 配置予定者

役割	氏名	所属・役職	担当する業務内容
<業務実施体制の特徴>			

※ 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

2 協力者

再委託先又は 技術協力先	分担業務の内容と理由

※ 業務の一部を再委託する場合又は技術協力を受けて業務を実施する場合は記載すること。

※ 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

(様式 11 (参考))

配置予定者の経歴調書

商号又は名称

氏名		生年月日・年齢	
担当する業務分野		業務経験年数	
所属・役職			
経歴等			
資格等			
主な業務実績			

※ 業務実施体制調書 (様式第 8 号 (参考)) に記載の配置予定者 1 名につき 1 枚作成すること。

(様式 12 (参考))

(表)

業 務 実 績 調 書

商号又は名称 _____

※ 平成 28 年 4 月 1 日以降、国又は地方公共団体から受注した、同種又は類似の業務実績を 5 件まで記載すること。

※ 正本には、契約が確認できる書類（契約書等の該当ページの写し）を添付すること。

件 名	
委 託 者	
履 行 期 間	
契 約 金 額	
業 務 概 要	
特筆すべき成果	
件 名	
委 託 者	
履 行 期 間	
契 約 金 額	
業 務 概 要	
特筆すべき成果	

(裏)

件名	
委託者	
履行期間	
契約金額	
業務概要	
特筆すべき成果	
件名	
委託者	
履行期間	
契約金額	
業務概要	
特筆すべき成果	
件名	
委託者	
履行期間	
契約金額	
業務概要	
特筆すべき成果	